

令和 2 年度

標茶町一般廃棄物処理基本計画
中間見直し

令和 3 年 3 月

北海道標茶町

標茶町一般廃棄物処理基本計画 中間見直し 目 次

第1編 一般廃棄物処理基本計画	1
見直しにあたって	
第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項	2
1 本計画の対象地域	
2 対象廃棄物	
3 計画の期間	
第2編 ごみ処理基本計画	4
第1章 ごみ処理の現状と課題	
1 ごみ処理の現状	
2 ごみ排出量の実績及び性状	5
3 ごみ処理の実績	8
4 ごみの減量化と再生利用に関する現状	10
5 ごみ処理の評価	11
6 ごみ処理の現状と課題	12
6.1 ごみ排出抑制の課題	
6.1.1 ごみ排出量原単位	
6.1.2 ごみ処理状況	14
6.1.3 ごみのリサイクル率	15
6.1.4 最終処分量	16
6.2 収集・運搬	17
6.3 中間処理	18
6.3.1 焼却炉	
6.3.2 資源化施設	19
6.4 最終処分場	
6.5 ごみ処理経費	20
6.6 小動物の処理	21

第2章	ごみ処理基本計画	22
1	ごみ処理計画の目標	
2	人口推計	
3	ごみ発生量の予測	23
4	今後のごみ処理体制	24
5	ごみ処理施設整備の基本方針	25
5.1	処理施設の整備対象	
5.1.1	最終処分場の整備	
5.1.2	熱回収（焼却処理）施設の整備	
5.1.3	旧焼却処理施設の解体	26
5.1.4	マテリアルリサイクル（資源化）推進施設の整備	
第3編	生活排水処理基本計画	29
第1章	基本方針	
1	生活排水処理施設整備の基本方針	
第2章	生活排水の排出状況	30
1	生活排水処理体系の現状	
2	生活排水の処理体系別人口の推移	31
第3章	生活排水処理基本計画	33
1	生活排水の処理計画	
2	し尿・汚泥の処理計画	35

第 1 編 一般廃棄物処理基本計画

基本計画見直しにあたって

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定として、市町村は当該地域の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされている。

また、一般廃棄物処理基本計画は一般廃棄物の減量・資源化や適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるものであり、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見直すことが適切であるとされている。

標茶町では平成 25 年度に『標茶町一般廃棄物処理基本計画（平成 26～令和 10 年度）』として策定し、各種法令の改正や廃棄物に係る諸課題に対応して廃棄物の抑制、循環型社会形成の推進と廃棄物の適正管理に努めているところである。

また、本町においては「標茶地域循環型社会形成推進地域計画」を平成 26 年～令和 2 年までの計画期間として策定し、一般廃棄物処理施設の更新・整備や合併処理浄化槽設置事業を進めてきたところである。

なお、当初計画では基本計画の見直しを行う中間目標年度を平成 30 年度に設定していたが、「標茶地域循環型社会形成推進地域計画」による一般廃棄物処理施設の更新・整備が令和 2 年度に完了することに伴い、基本計画の前提となる施設に変動が生じるため、中間目標年度を令和 2 年度に変更した。

本年度（令和 2 年度）は、基本計画の中間見直しを行う時期にあたるため、標茶町におけるごみ処理に係る基本的事項を再整理し、ごみ行政を取り巻く情勢に合わせた新たな目標を設定するとともに、更なる循環型社会形成の推進に寄与すべく計画の見直しを図るものであり、あわせて人口散在地域における合併処理浄化槽の整備などによる生活環境の改善と、水質汚濁防止を目的とする『生活排水処理基本計画』の見直しを行う。

第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

1 本計画の対象地域

本計画は、標茶町全域を対象地域とする。

2 対象廃棄物

対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とする。

3 計画の期間と中間目標年度

本計画は、平成25年に策定した計画（計画年度：平成26年度～令和10年度）から7年が経過したことにより見直しを図り、見直し後の計画期間を、令和3度から令和10年度までの8年間の計画とする。

また、計画の進捗状況を確認するため、計画見直しを行う中間目標年度を令和7年度とする。なお、社会環境等の状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものである。

表 1.1.3.1 計画期間と目標年度

年度	平成						令和									
	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
当初計画	計画策定					中間目標					中間目標					計画目標
本計画								中間目標					中間目標			計画目標

本
年
度

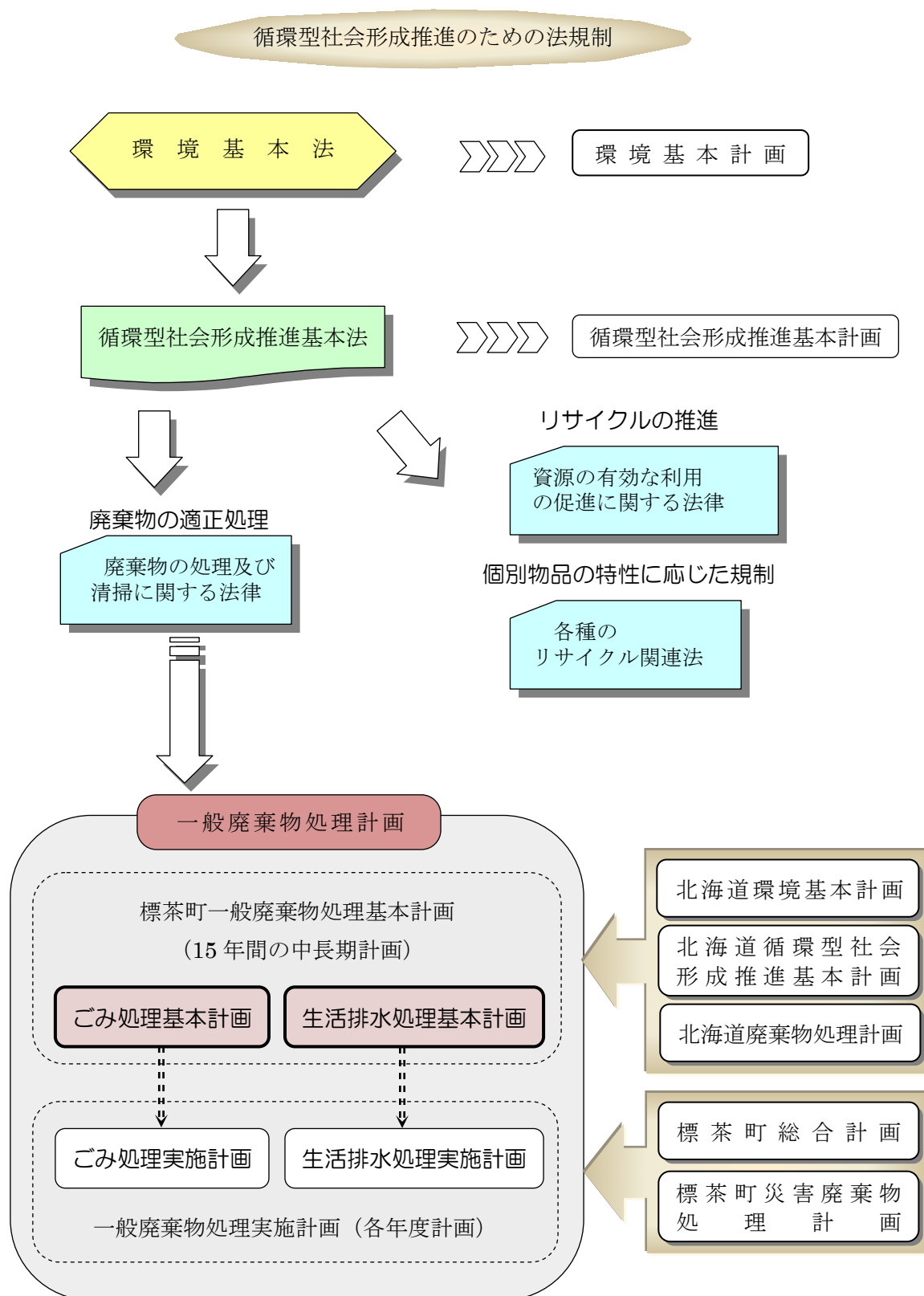


図 1.1.3.1 一般廃棄物処理（ごみ処理・生活排水処理）基本計画の位置づけ

第 2 編 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

表 2.1.1.1 ごみ収集品目の分別状況（6 分別 12 種類）及びごみ処理区分
(令和 3 年 3 月現在)

分別項目と種類			分別開始 年 月	有料化 状 況	排出場所	収集方法	処理・処分
可燃ごみ			平成 4 年	平成 7 年 6 月 有 料 (従量制)	戸別収集	定期回収	焼却処理施設
不燃ごみ							埋立処分場 (一部) 資源ストックヤード
生 ご み							焼却処理施設
粗大ごみ						直接搬入 収集申込	埋立処分場 焼却処理施設
有害ごみ			平成 12 年	無 料		定期回収	資源ストックヤード リサイクルセンター
資源ごみ	紙 類	新聞、雑誌類 段ボール	平成 4 年	無 料			資源ストックヤード
		その他紙、厚紙類 紙パック	平成 16 年				
		シュレッダー くず	平成 17 年				
		牛乳パック類	平成 13 年				
	衣 類		平成 16 年				マテリアル リサイクル推進施設
	缶		平成 4 年		資源ストックヤード リサイクルセンター		
	食品トレイ		平成 13 年				
	その他プラス チック類		平成 19 年		資源ストックヤード		
	ペットボトル類		平成 12 年		マテリアル リサイクル推進施設		
	ビ ン 類		平成 4 年				

*. 資源ストックヤード：選別・保管

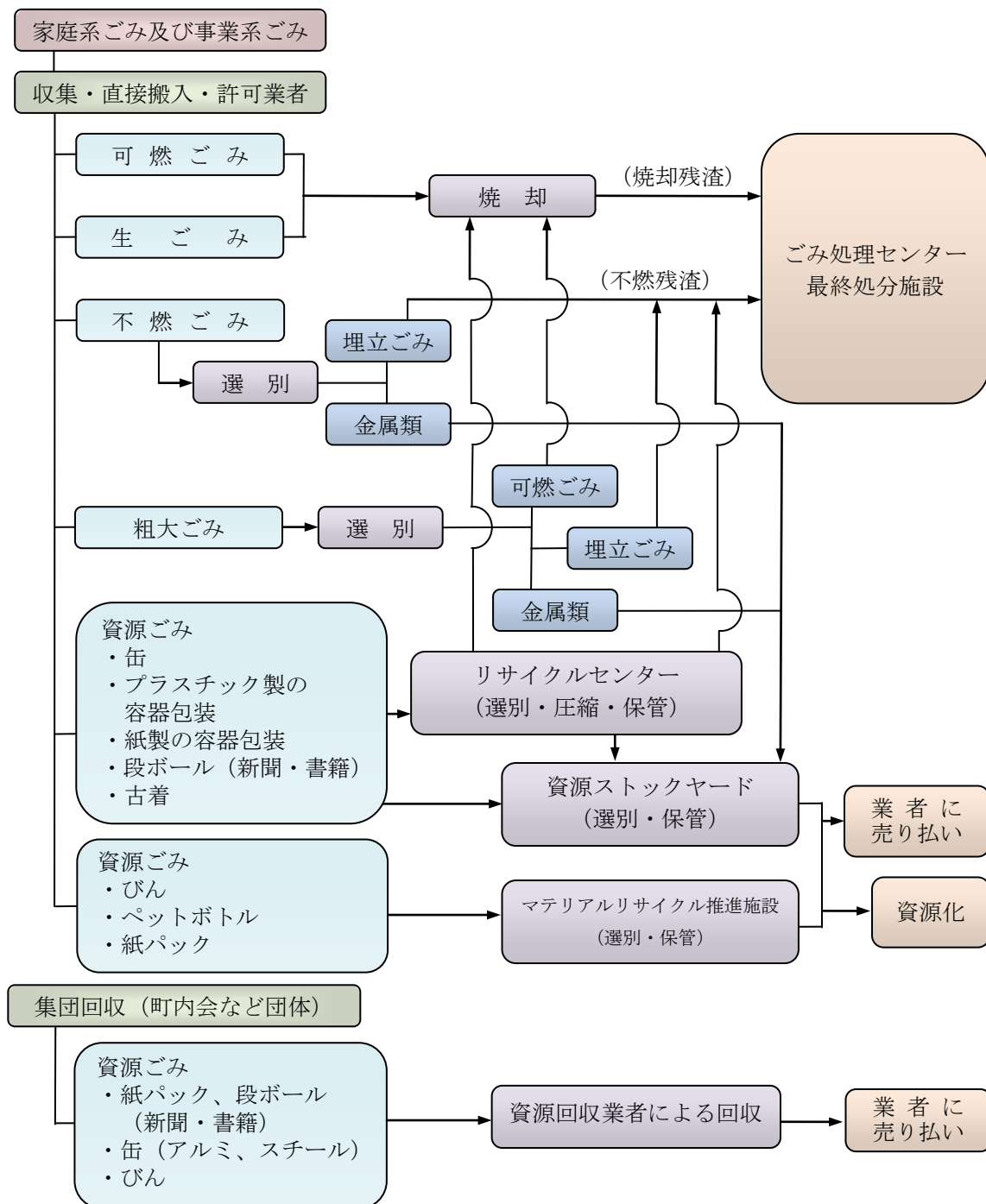
*. リサイクルセンター：選別・圧縮・保管

*. マテリアルリサイクル推進施設：選別・保管（令和 3 年 3 月供用開始）

2 ごみ排出量の実績及び性状

標茶町における家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分は、以下のとおりである。

また、事業系ごみは、家庭系ごみの分別区分に準じて直接搬入（排出者）により排出されている。



＊．事業系ごみは、計画収集していないため直接搬入及び許可業者による搬入となっている。

図 2.1.2.1 ごみ処理の流れ

(1) ごみ排出量実績

平成 22～令和元年度の 10 年間におけるごみ排出量は、(R1/H22 比：93.1%) であり、家庭系ごみの量は (R1/H22 比：95.2%) である。

人口の減 (R1/H22 比：88.9%) に伴いごみ排出量も減少しているがごみの減少率は低い傾向にある。

表 2.1.2.1 家庭系・事業系ごみ排出量の実績割合

年度 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
行政人口 (人)	8,472	8,439	8,325	8,156	8,023	7,945	7,862	7,732	7,655	7,538
家庭系ごみ量 (t/年)	2,399	2,398	2,419	2,441	2,387	2,411	2,312	2,326	2,241	2,285
事業系ごみ量 (t/年)	522	397	430	424	433	377	427	430	397	437
排出ごみの総量 (t/年)	2,921	2,795	2,849	2,865	2,820	2,788	2,739	2,756	2,638	2,722

＊．行政人口は外国人を含む 9 月末時点の人口とする。

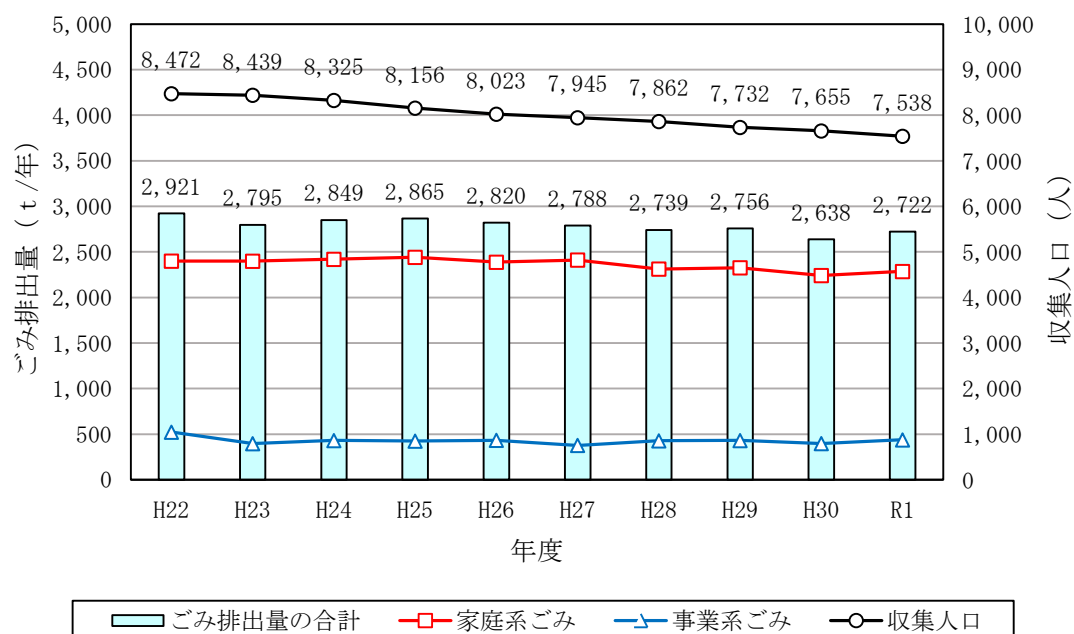


図 2.1.2.2 ごみ排出量の実績推移

(2) 資源ごみの排出量実績

資源回収の令和元年度実績では、紙類（新聞、段ボール、雑誌）が資源ごみの約 58% を占め、その他紙を含めると資源ごみの約 70% となっている。次いでびん類（無色、茶色、その他及び生きびん）が資源ごみの約 11% となっている。

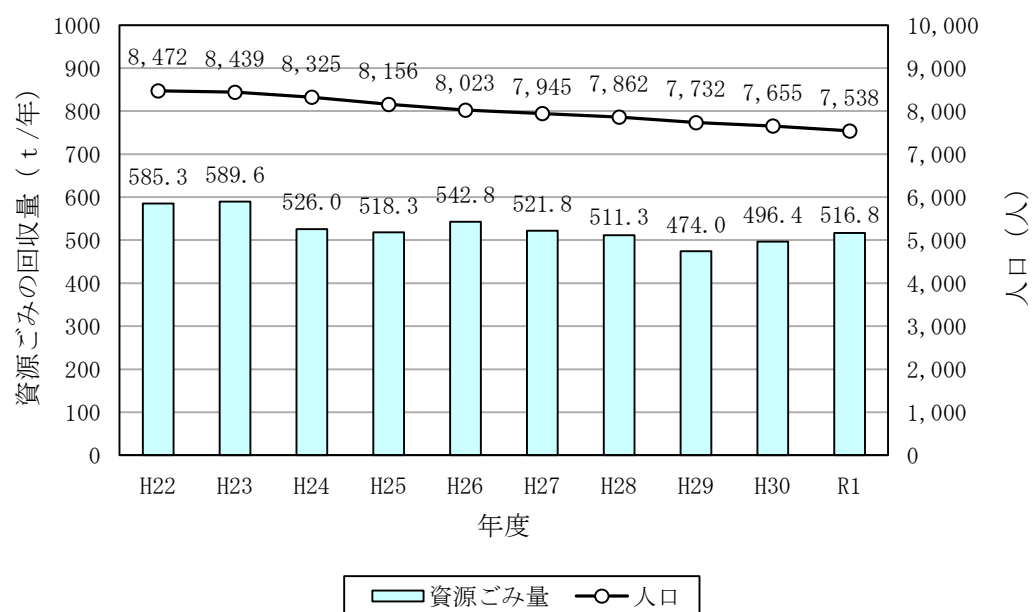


図 2.1.2.3 資源回収量の推移

3 ごみ処理の実績

3.1 焼却炉の実績

焼却炉における処理量の実績では、ほぼ横這い傾向で推移している。また、ごみ区分では収集可燃ごみが焼却量の約 77% (R1) を占めている。

表 2.1.3.1 焼却炉の運転実績

(単位：t)

年度 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
収集ごみ	1,499	1,495	1,523	1,526	1,482	1,512	1,439	1,464	1,418	1,413
直接搬入ごみ	393	389	440	444	457	450	423	470	390	385
産業廃棄物	29.7	28.5	23.7	25.0	40.0	33.4	37.1	31.5	40.1	42.2
焼却量 計	1,922	1,913	1,987	1,995	1,979	1,995	1,899	1,966	1,848	1,840

(資料：標茶町住民課)

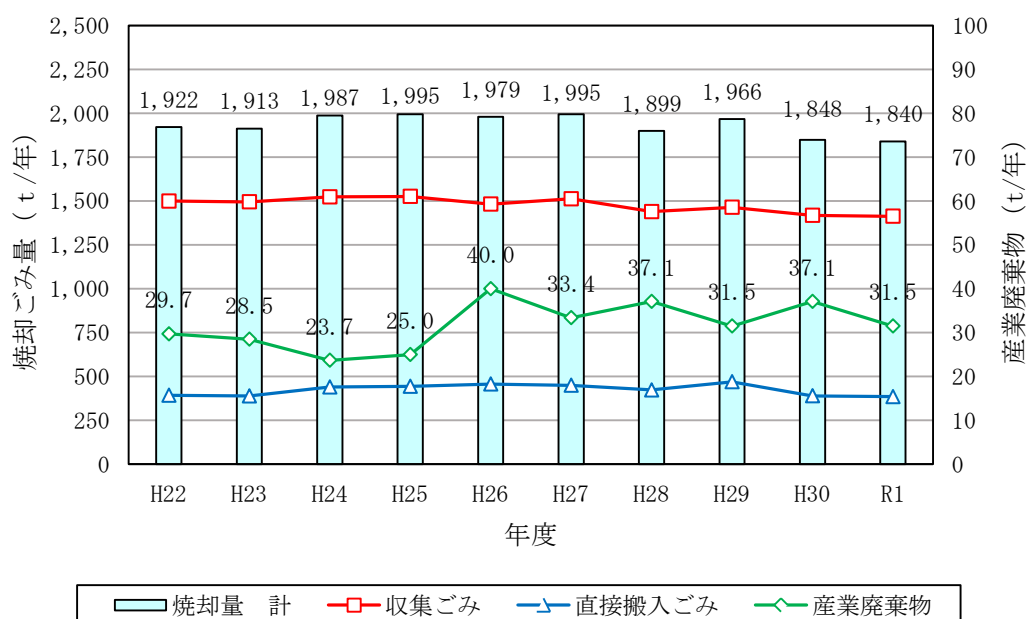


図 2.1.3.1 焼却炉における処理量の推移

3.2 最終処分場の実績

最終処分場における処理量の実績では、平成 30 年度に焼却施設が更新され燃えがらが大幅に減少推移している。また、ごみ区分では燃えがらが埋立量の約 40% (R1) を占めている。

表 2.1.3.2 最終処分場の埋立実績

(単位：t)

年度 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
収集ごみ	146	119	133	148	119	131	117	131	125	112
直接搬入ごみ	210	82	49	99	79	43	47	40	75	48
燃え殻等	569	553	678	612	677	855	764	481	200	304
埋立量 計	925	754	860	859	875	1,029	928	652	400	464

(資料：標茶町住民課)

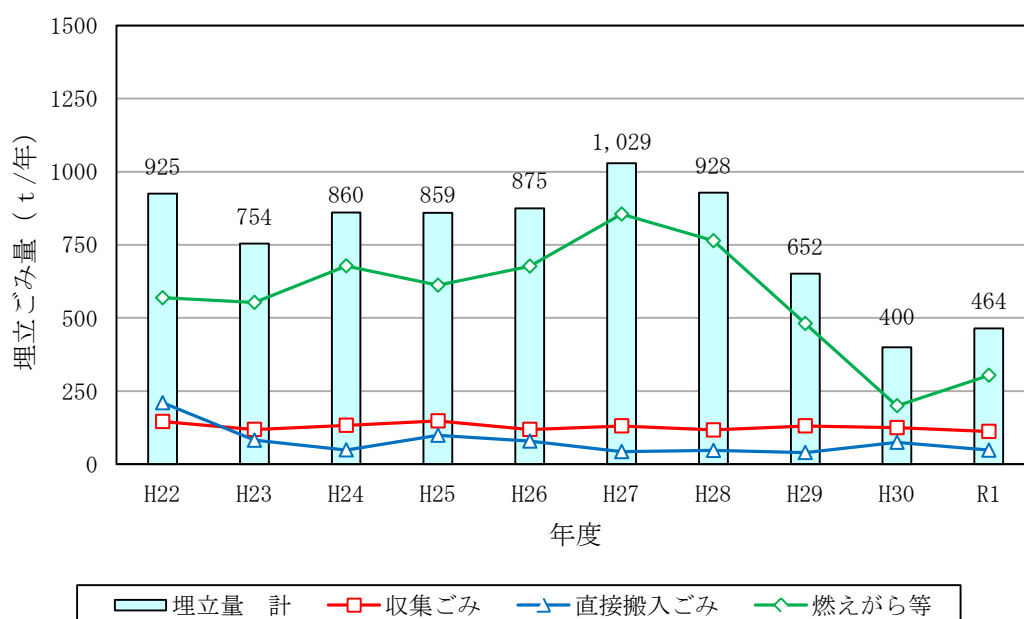


図 2.1.3.2 最終処分場における処理量の推移

4 ごみの減量化と再生利用に関する現状

(1) 資源回収の各種取り組みについて

① クリーンタウン推進員の配置

本町では、地域会・町内会長からの推薦により町が委嘱する『クリーンタウン推進員』を配置し、地域会・町内会において生活環境の保全に係る活動を行っている。

② 標茶町ごみ減量化対策事業推進実行委員会

商工業、農業、消費者、町などの関係団体により、エコバックの普及推進、その他のごみ減量化に関する協議と事業展開を行っている。

③ ごみの分別説明会

地域会・町内会、各種団体等の申込を受けて担当係が訪問し、ごみの分別方法について説明を行っている。

④ クリーンセンター視察・見学の受け入れ

学校、各種団体等の申込を受けて、クリーンセンター施設の案内と、ごみの現状や処理方法などの説明を行っている。

⑤ 町民への広報

ごみの分別方法やごみ処理の状況を、町ホームページや広報しべちやを活用し、広報活動を行っている。

⑥ 拠点回収の推進

本町では小売店・スーパーなどが、ごみの減量化・リサイクルを目的として、容器包装リサイクル法の対象品目の拠点回収の推進に取り組んでいる。

また、現在では民間業者により食用油の廃油も収集されており、今後も作業環境を向上させ、さらに廃油の収集量を増やすことが必要となっている。

⑦ 集団回収の推進

本町では、容器包装リサイクル法などにに基づき資源物の有効利用及び分別収集の徹底を図るべく減量化に取り組んでいる。そして、町内会や学校などの団体では自主的に実施する資源物の集団回収が実施されている。

⑧ その他、資源回収などに係る助成制度

(標茶町ごみ減量化資源化促進対策事業実施及び助成に関する規則(平成4年標茶町規則第9号)第5条)

5 ごみ処理の評価

ごみ処理の評価結果では、『1人1日当たりの総排出量』と『最終処分量』で全道平均値を上回る良好な結果を示している。特に『最終処分量』は焼却施設が新しくなり全道平均を大きく上回っている。

一方で、『資源回収率』と『リサイクル率』の評価が全道平均を下回っている。

以下に、各項目の評価結果を示す。

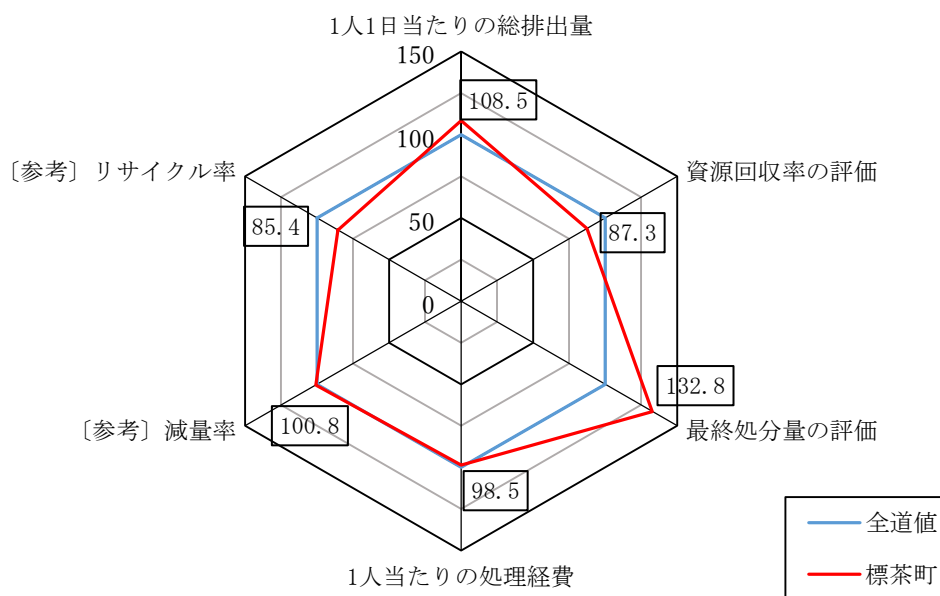


図 2.1.5.1 ごみ処理評価の結果

6 ごみ処理の現状と課題

(1) 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

1人1日当たりの排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収及び拠点回収）は、過去10年間（平成22年～令和元年）の平均値が『954g/人・日』である。それに対して、北海道の過去9年間（平成22年～平成30年）の平均値『990g/人・日』を下回っているが、全国過去9年間（平成22年～平成30年）の平均値『947g/人・日』を上回る結果となっている。

表 2.1.6.1 1人1日当たりごみ総排出量

（単位：g/人・日、年度）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
標茶町	945	907	938	962	963	962	955	976	944	989
北海道	1,020	1,006	1,004	1,013	990	984	970	961	969	
全 国	976	975	964	958	947	939	925	920	919	

＊．標茶町の排出量原単位は、標茶町住民課（収集資料）による算出値である。

＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）による。

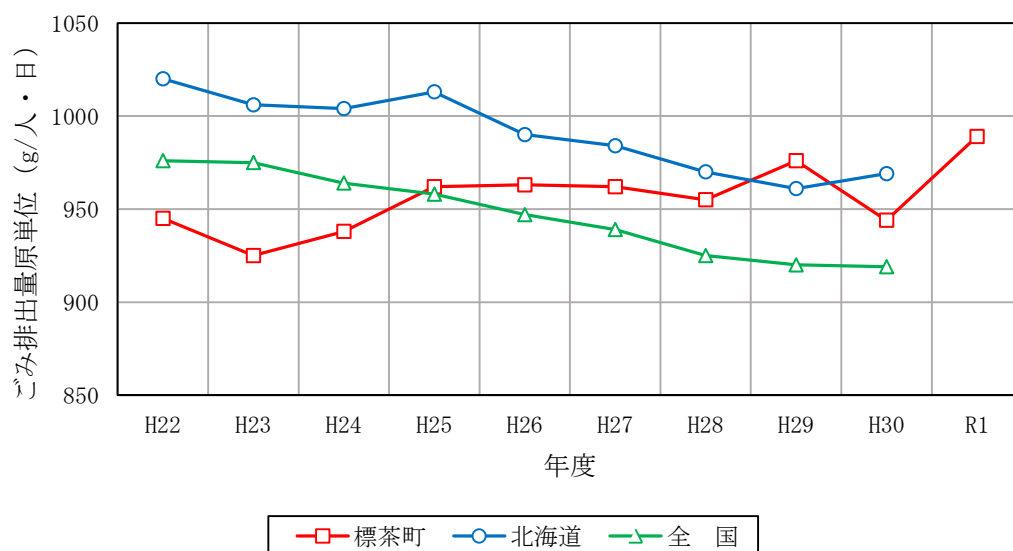


図 2.1.6.1 1人1日当たりごみ総排出量

表 2.1.6.2 1人1日当たり家庭系ごみ総排出量

(単位：g/人・日、年度)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
標茶町	776	779	796	820	815	831	806	824	802	828
北海道	698	696	696	706	685	678	665	664	665	
全 国	697	697	685	678	668	660	646	641	638	

＊．標茶町の排出量原単位は、標茶町住民課（収集資料）による算出値である。

＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）による。

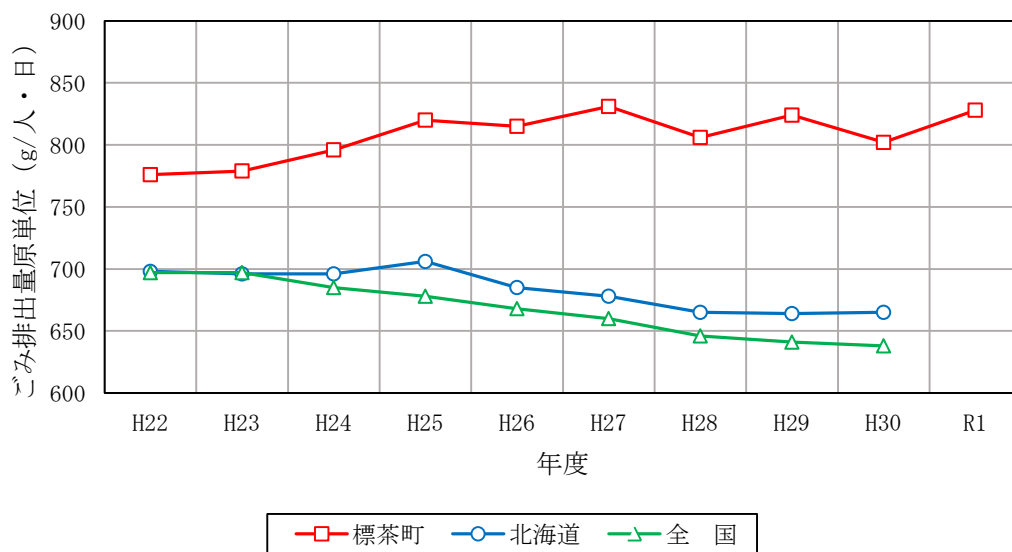


図 2.1.6.2 1人1日当たり家庭系ごみ総排出量

(2) 1人1日あたりごみ排出量の課題

ごみ排出量原単位は、上述したように北海道平均下回る良好な結果となっているが、家庭系ごみ原単位では北海道平均・全国平均を大きく上回り、人口減少化で原単位は増加傾向を示す結果となっている。

また、事業系ごみでも「不燃ごみ」が平成20年度以降増加しており、一層の排出抑制の促進が望まれる状況となっている。

なお、家庭系ごみは、本町では事業所兼用住宅も多いことから、事業系ごみの一部が家庭系ごみとして排出されていることも想定される。

6.1.2 ごみ処理状況

(1) ごみ処理の現状

「ごみの総処理量」に対する「直接最終処分量」は、焼却処理・中間処理及び直接資源化の状況により表される数値である。全国状況では、土地取得・確保の状況によるものと想定されるが、北海道に比べて「直接最終処分量」の率が非常に低いことがわかる。北海道内の平均と比較すると本町の「直接埋立率」は、概ね北海道平均値と近い値となっている。

表 2.1.6.3 直接埋立率

(単位：％、年度)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
標茶町	12.5	7.6	8.3	8.7	7.4	6.6	8.8	8.3	7.8
北海道	11.8	11.1	9.6	9.9	8.9	8.4	8.5	7.8	7.9
全 国	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	1.0

＊．標茶町の直接埋立率は、標茶町住民課（収集資料）による算出値である。

＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）による。

＊．直接埋立率＝〔直接最終処分量÷ごみの総処理量〕×100

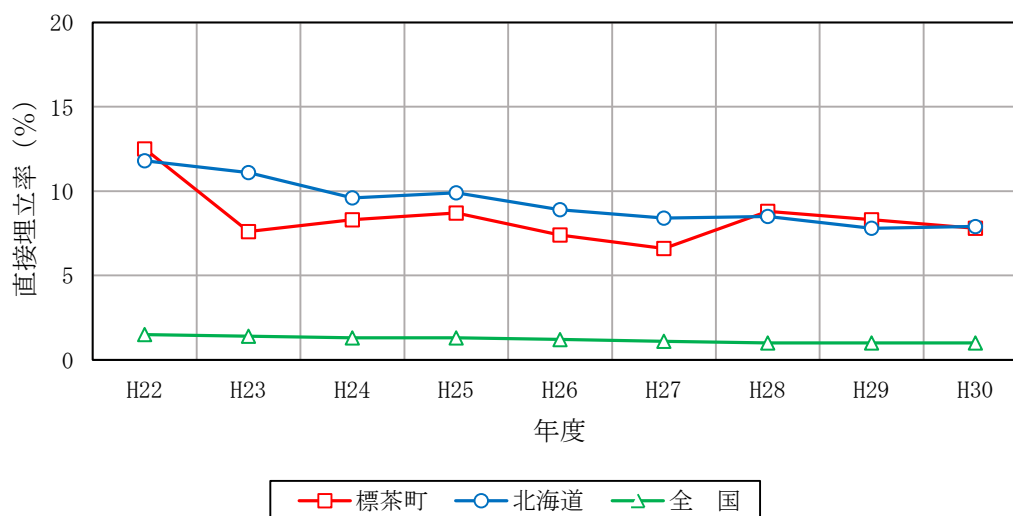


図 2.1.6.3 直接埋立率の推移

(2) ごみ処理の課題

「直接埋立率」が大きくなればなるほど、埋立処分場に係る負担は増すことになる。本町では、焼却炉及び資源ストックヤードが整備されており、直接最終処分量を減量化する施策を講じてきているが、今後は粗大ごみの破碎による焼却など、直接最終処分量の減量化に向け施策の検討も課題となっている。

6.1.3 ごみのリサイクル率

(1) リサイクル率の現状

本町のリサイクル率は、平成 20 年度まで全国・北海道のリサイクル率を上回っていたが、平成 21・22 年度に事業系可燃ごみが大幅に増えたことから、ごみの総量に対するリサイクル率が減少する結果となっている。平成 29 年度のリサイクル率が下がった要因として、びんの引き渡しが例年に比べて少なかったからと考えられる。

なお、『ごみのリサイクル率』については、国・北海道で基本方針とする指標の目標値を設定しているが、その目標値には達しない状況となっている。

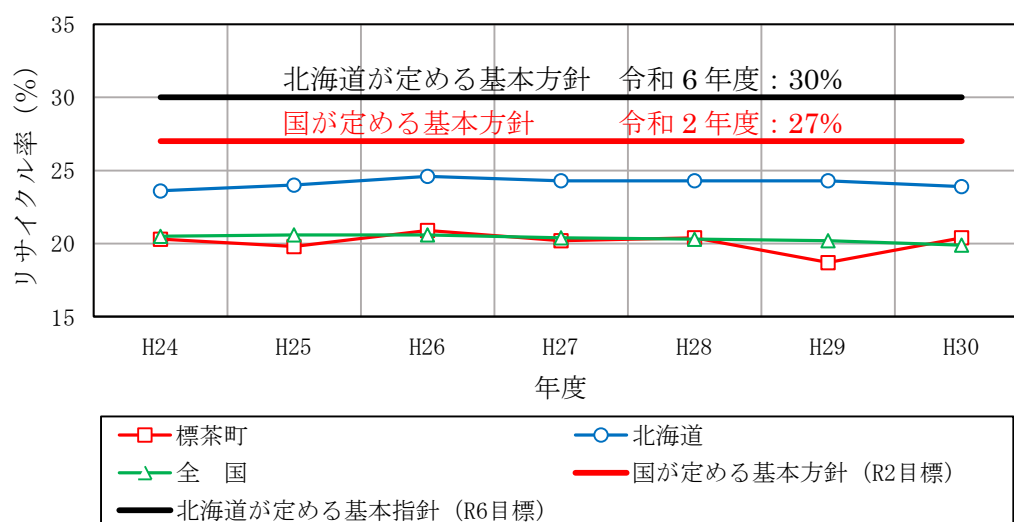


図 2.1.6.4 リサイクル率の推移

(2) リサイクル率の課題

この結果を踏まえて、本町では更なるリサイクル率向上のための再資源化対策が課題となる。また可燃ごみ・不燃ごみに含まれるプラスチック類などについては、容器包装リサイクル法の動向も注視しながら、資源化可能廃棄物として、その処理の在り方を検討することが必要となっている。

また、標茶町におけるリサイクル率については、町内の各団体において集団回収されている資源ごみの実態把握を行い、本来の町内発生ごみに係るリサイクル率を整理していくことが必要となっている。

6.1.4 最終処分量

(1) 最終処分量（1人1日当たり）の現状

本町におけるごみ排出量に対する1人1日当たり最終処分量は、平成28・29年度には、川上郡衛生処理組合（し尿処理場）の改修・改築工事に伴って汚泥搬入量が増加していることや、焼却施設の老朽化により焼却残渣が増加傾向にあるため、全国・北海道平均値を大きく上回る状況となっている。平成30年度には焼却施設が更新され焼却残渣が大幅に減少したため、北海道平均を下回る結果となっている。

表 2.1.6.4 最終処分量（1人1日当たり）

（単位：g/人・日、年度）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
標茶町	286	245	283	289	299	355	323	231	143
北海道	216	211	200	205	181	177	178	162	166
全 国	104	104	99	97	92	89	85	83	83

＊．標茶町の最終処分量は、標茶町住民課（収集資料）による算出値である。

＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）による。

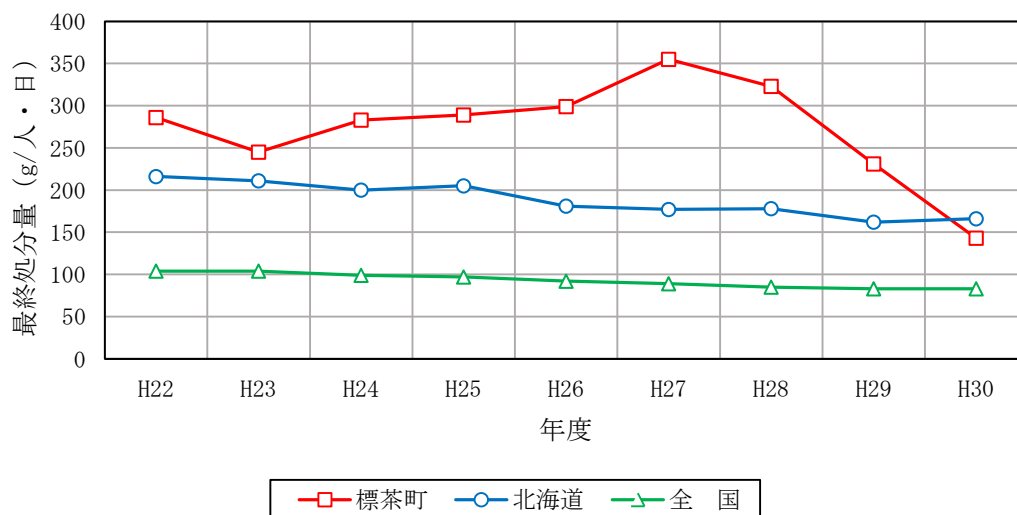


図 2.1.6.5 最終処分量（1人1日当たり）の推移

(2) 最終処分量（1人1日当たり）の課題

最終処分量（1人1日当たり）の課題としては、直接埋め立てされている不燃ごみと粗大ごみの排出量と処理方法にあるもとと考えられる。排出量の抑制については、住民・事業者における意識向上に期待することになるが、粗大ごみについては破砕するなど中間処理による最終処分量の減量などの手法を検討することが必要となる。

6.2 収集・運搬

(1) 収集・運搬の現状

本町では、平成 7 年 6 月より家庭系から排出されるごみについて、指定袋若しくは収入証紙による収集を行っており、ごみの分別・減量化に効果を発揮している。

(2) 収集・運搬課題

- ① 少子化・高齢化がまちづくりの課題となっており、様々な場面での子育て支援、介護支援が求められている。特に乳幼児を持つ家庭や在宅介護世帯では、その生活に関わるごみの排出も課題となっている。
- ② 事業所は減少しているものの、事業系ごみ量は横ばい傾向にある。このため事業所に対しても、ごみの削減に向けた指導を進める必要がある。
- ③ プラスチック製容器包装については、現在の収集・処理システムや環境への負荷、新たな処理技術の動向を見据える必要がある。
- ④ 資源回収については、町内会・団体等による集団資源回収を行っているところであるが、今後は更なる資源回収率の向上を目指す必要がある。
- ⑤ ごみの不法投棄やポイ捨てに対して『自然の番人宣言 (*1)』の取り組みにより、ごみの不法投棄やポイ捨て撲滅の防止効果を図っている。この取り組みは、今後も『自然の番人宣言』を引き継ぐことで、今の自然環境を次世代へ伝えることが必要である。

(*1) 『自然の番人宣言』

釧路圏域に住む住民として自然の番人として立ち上がり、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然環境を守り、引き継ぐことを宣言するものである。

- ⑥ 生ごみ処理については、家庭内で通年処理出来る家庭内生ごみ処理機やディスポーザーの導入について、助成制度を設けて一般家庭への導入を図りごみの減量化を行っている。今後は、さらに減量化を推進するため、施策の周知・継続をする必要がある。
- ⑦ 分別収集の多様化により、収集効率の低下や経費の増大が予想されるため、収集体制の見直しについても検討する必要がある。

6.3 中間処理

6.3.1 焼却炉

(1) 焼却処理施設の現状

本町の焼却処理施設は、Ⅰ期最終処分場の供用開始にあわせて、平成 7 年 3 月に竣工・運転開始（処理能力：13.44t/8hr）し、平成 29 年度末まで 23 年間供用、平成 30 年 3 月に稼働を停止している。新焼却施設が平成 30 年 3 月に竣工・運転開始（処理能力：8t/8hr）している。

運転実績は、焼却施設の供用開始から平成 13 年度までは、全国・全道平均値を下回る焼却処理に伴う燃え殻発生量の率であったが、平成 14 年度の『ダイオキシン類特別措置法』適用以降は、焼却処理に伴う燃え殻発生量の率が『20～25%』となっており、全国・北海道平均値に対して約 2 倍の発生量の率となっている。

平成 26 年頃からは施設の老朽化により燃え殻発生率が大幅に大きくなったが、平成 30 年度には施設の更新のため、北海道平均値を下回る結果となった。

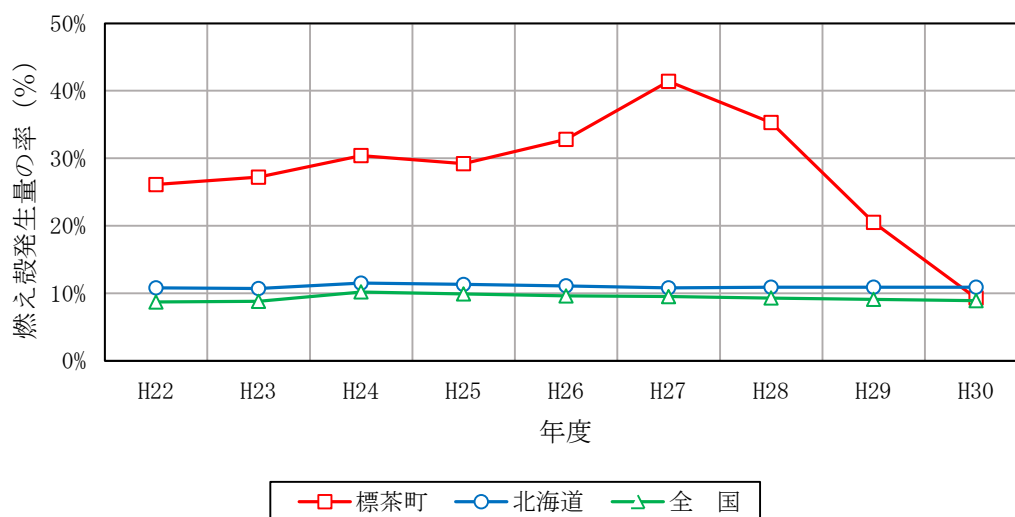


図 2.1.6.6 焼却処理に伴う燃え殻発生量の率の推移

(2) 焼却処理施設の課題

平成 30 年 3 月に供用開始した新焼却施設の、効率的な運転方法や維持管理を早期に確立し、施設の長寿命化・延命化を図る必要がある。

6.3.2 資源化施設

(1) 資源化施設の現状

標茶町における資源化施設は、資源ストックヤードと標茶町リサイクルセンターがクリーンセンターの敷地内に整備され、資源ごみの選別と保管を行っている。設備としては、缶の選別・圧縮機（200kg/hr）とペット圧縮梱包処理機（100kg/hr）が整備されている。

これらの施設では、近年搬入量が微減傾向にあるが大きな変動は無く、安定した稼働状況にある。

また令和3年3月にマテリアルリサイクル推進施設が竣工している。

(2) 資源化施設の課題

缶の選別・圧縮機及びペット圧縮梱包処理機は、稼働から約20年が経過し老朽化が進んでいる。現状では大きな故障等はないが、交換部品が製造されていない等の問題から、計画的な更新が必要となっている。

6.4 最終処分場

(1) 最終処分場の現状

本町では、平成7年度より10年間（平成16年度）を埋立期間とする現存処分場で埋立処分を行ったが、ごみの排出に係る住民意識の向上や、ごみの資源化に係る施策効果もあり、平成30年3月までの23年稼働し休止となった。平成30年4月より15年間（15年度）を埋立期間とする新処分場（第Ⅱ期）を供用開始している。

(2) 最終処分場の課題

平成30年3月に埋め立てを終了した第Ⅰ期埋立処分場の廃止を行うため、全面覆土の実施や廃止基準に沿った浸出水や発生ガスのモニタリングを計画的に行う必要がある。

6.5 ごみ処理経費

(1) ごみ処理経費の現状

- ① 1t 当たりの処理原価は、ごみ処理量の減少と整合せず経年的に増加している。平成 30 年度までは旧焼却施設の補修整備費の増加によるものである。令和元年度は新焼却施設の維持管理費用や保守点検費用の増加によるものである。
- ② また、1 人当たりの処理原価も 1t 当たりの処理原価と同じ傾向で、微増傾向であると捉えることができる。

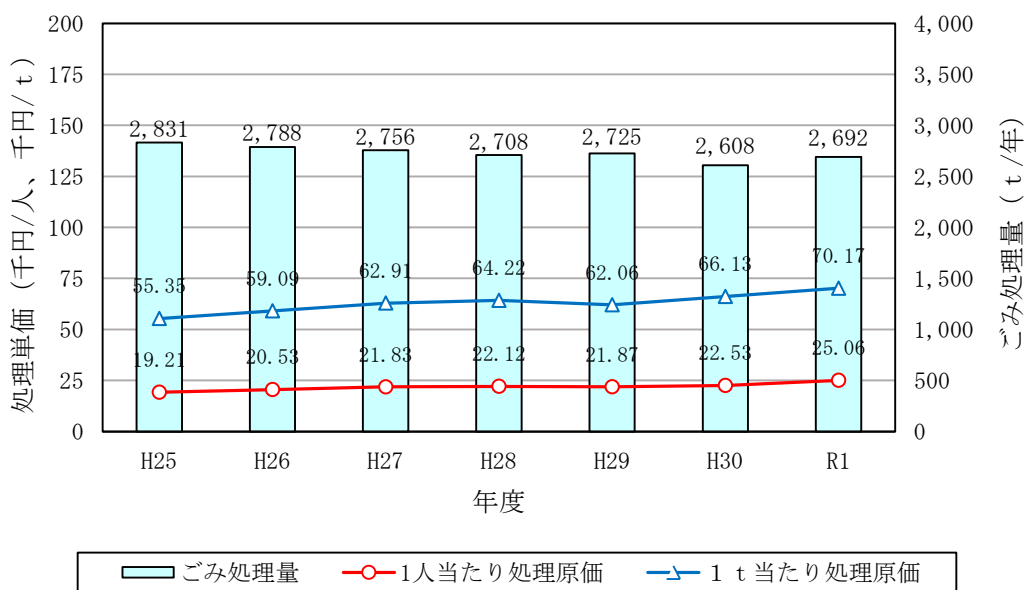


図 2.1.6.7 ごみ処理原価の推移

*. 集団回収に係るごみ量と経費は含んでいない。

(2) ごみ処理経費の課題

今後は、ごみ焼却処理施設に係る施設修繕費の増加や資源リサイクルの推進によるごみ減量化に伴い、環境への負荷低減に配慮した安全・安心で、適正なごみ処理に取り組むための経費の増加が予想される。

本町としても、住民や事業者と一体となって効果的なごみの排出抑制や、リサイクルに取り組むとともに民間の処理業者を活用するなど、今まで以上に効率的な処理を行うことで、経費の削減に努めることが課題となっている。

6.6 小動物の処理

(1) 小動物処理の現状

野生動物（特にエゾシカ）の処理件数は、年々、生息頭数と同様に増加傾向にあるが、平成 26 年度よりシカ肉の有効活用により処理重量は減少している。

これらの死がい、廃棄物処理法で『ごみ』として扱われるため、本町では焼却処理施設で焼却後、管理型最終処分場で埋立処分されている。

表 2.1.6.5 野生動物の処理実績

項 目		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
エゾシカ	頭数 (頭)	184	133	142	131	106	19	43
	重量 (kg)	10,520	10,080	11,650	10,550	10,020	7,520	7,940
キツネ・タヌキ	頭数 (頭)	55	98	85	55	61	72	61
	重量 (kg)	550	980	850	550	610	720	610

資料：標茶町住民課

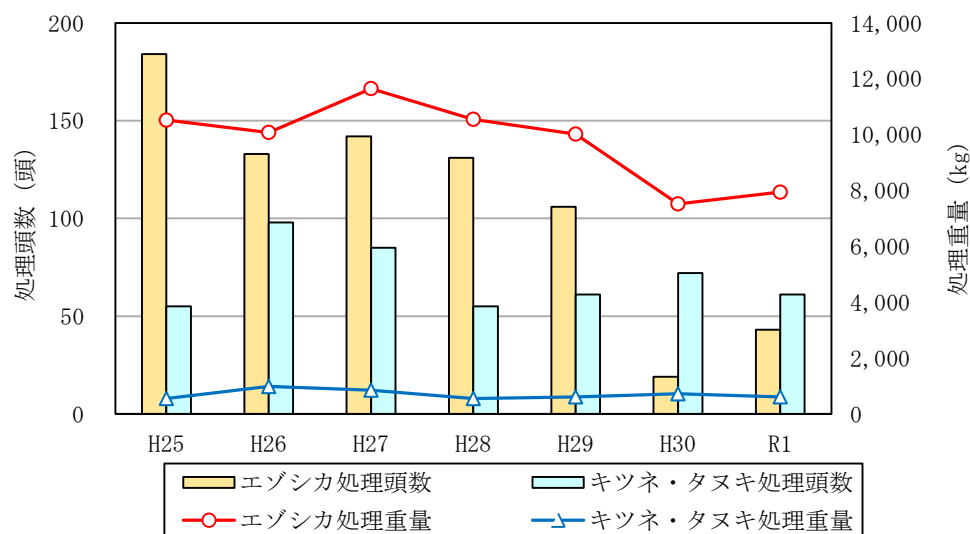


図 2.1.6.8 野生動物の処理実績

(2) 小動物処理の課題

小動物の死がいの焼却処理では、計画量としてカウント出来ない（年間数量を算出するのは困難）ことと、処理量が多くなれば焼却炉の運転能力への影響や、焼却効率への影響が心配される。

第2章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理計画の目標

- 計画期間 ; 平成26年度～令和10年度（15年間）
- 中間目標年度 ; 令和2年度、令和7年度（5年毎の見直し）

2 人口推計

ごみ処理基本計画における人口推計は、「標茶町第4期総合計画」及び「日本の市区町村別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」（以下、『人口問題研究所』という。）に基づき、令和10年度人口を『6,220人』と推計する。

表 2.2.2.1 一般廃棄物処理基本計画における人口

（単位：人）

年 度	計画人口	備 考
平成24年度	8,291	
令和元年度	7,538	現状（9月30日）
7	6,570	中間目標
10	6,220	目標年度
14	5,780	第2期埋立地埋立完了

3 ごみ発生量の予測

(1) ごみ排出量の将来見通し

目標年度の令和 10 年度において、家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみの排出量は、2,144t/年が見込まれる。これは現状（令和元年度）と比較すると、▲494t/年（▲18%）となる。計画目標年度である令和 10 年までに、令和元年度実績の『－3.0%』を、ごみ量原単位の減量化目標として設定し推定する。

表 2.2.3.1 ごみ排出量の将来見通し

区 分	平成 24 年度	令和元年度	令和 7 年度	令和 10 年度	令和 14 年度
	(実績)	(現状)	(中間目標)	(目標年度)	(埋立完了)
行政区域内人口	8,325 人	7,538 人	6,570 人	6,220 人	5,780 人
家庭系ごみ原単位	796 g/人/日	830 g/人/日	813 g/人/日	805 g/人/日	805 g/人/日
家庭系ごみ排出量	2,419 t/年	2,285 t/年	1,949 t/年	1,827 t/年	1,698 t/年
事業系ごみ排出量	430 t/年	437 t/年	405 t/年	401 t/年	401 t/年
一般廃棄物排出量	2,849 t/年	2,722 t/年	2,351 t/年	2,228 t/年	2,099 t/年

＊．外国人人口を含む行政人口となっている。

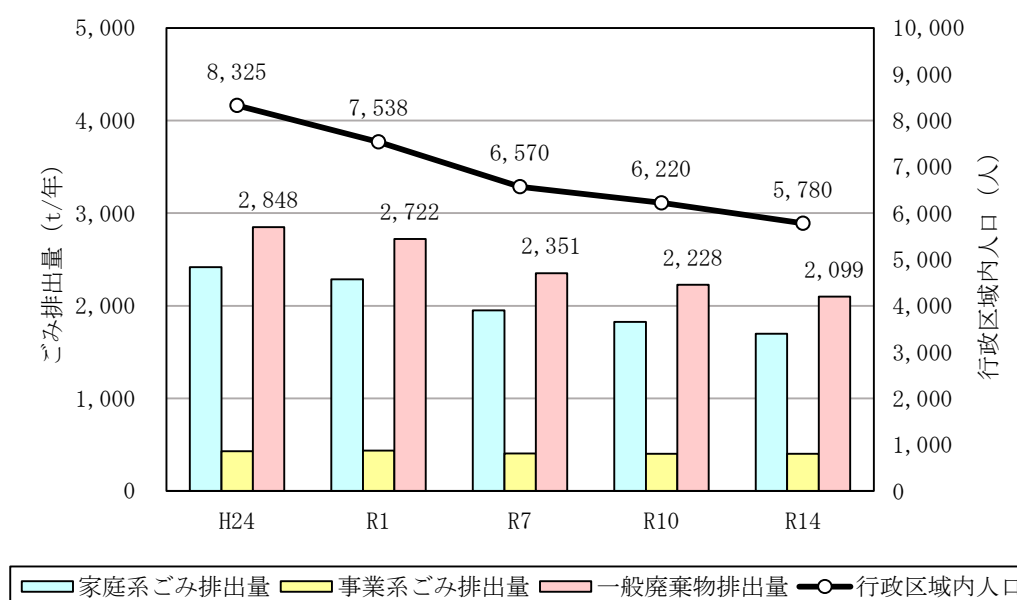


図 2.2.3.1 ごみ排出量の将来見通し

4 今後のごみ処理体制

(1) 処理体制の改善

現状では、不燃ごみ、粗大ごみの一部及び焼却残渣などを最終処分場に埋立処分しているが、施設を維持するために必要な処理単価（円/人、円/t）は上昇している。

(2) 将来におけるごみ処理体制の改善

① 小動物（特にエゾシカ）処理の改善

道東に位置する本地域では、野生動物（特にエゾシカ）の処理・処分は統一した課題事項となっている。本町では焼却処理施設で出来る限り焼却処理し、減容化する計画である。

しかし、周辺町村では焼却処理施設を持たず釧路広域連合の焼却処理施設まで長時間をかけて運搬・処理しているが、本町ではそれらの自治体の内、行政界を接する町村などと効率的な野生動物の処理・処分方法について、今後は広域的な連携について検討を進めていくことが出来ると考えている。

② 不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・分別処理

現状では、家庭系・事業系ごみとして排出されたものを、一般廃棄物最終処分場で埋立処分されているが、処分場の有効活用・延命化を図っていくためには、埋立内容物の減容化や資源物の回収は有効な方法である。

そのための方法として、現在、手選別により分別作業している『不燃ごみ及び粗大ごみ』を、機械的に破碎・分別処理することについて検討を進めることが必要である。

③ 可燃ごみの処理

現状では、可燃ごみとして焼却処理されるごみには、『紙・布類』が乾ベースで約 51%含まれてる。これらの中には、古紙リサイクルや衣類くずのリサイクル（ウエスなど）とすることができるごみも含まれていると想定される。また、『ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類』が約 38%含まれており、プラスチック資源とできるごみが含まれていると想定される。

これらの処理は、標茶町クリーンセンター内で分別することは難しい（手選別作業体制の確立など）が、各家庭でできるリサイクル作業であることから、リサイクルの推進に係る啓蒙啓発及びクリーンセンターに係る負荷（焼却処理費の微増）などを、広く住民に周知していくことが必要である。

5 ごみ処理施設整備の基本方針

5.1 処理施設の整備対象

5.1.1 最終処分場の整備（整備済み）

整備対象地域を標茶町 1 町として、標茶町が最終処分場を整備した。

施設の整備期間は、平成 26 年度から平成 29 年度まで（工事期間は、平成 28～29 年度の 2 ヶ年）を計画し、平成 30 年 3 月に竣工したところである。

表 2.2.5.1 施設整備概要（最終処分場）

項 目	内 容
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	最終処分場施設
形式及び処理方式	形 式 : 管理型最終処分場 処理方式 : 準好気性埋立 埋立面積 : $A=4,200\text{m}^2$ 埋立容量 : $V=17,000\text{m}^3$ 埋立期間 : 2018（平成 30）年から 15 年間の埋立
整備施設の役割	焼却残渣、不燃ごみ、粗大ごみ（不燃）
計画支援事業	測量調査、地質調査、生活環境影響調査、 施設実施設計、発注仕様書作成

5.1.2 焼却処理（熱回収）施設の整備（整備済み）

整備対象地域を標茶町 1 町として、標茶町が熱回収施設として焼却処理施設を整備した。

施設の整備期間は、平成 26 年度から平成 29 年度まで（工事期間は、平成 28～29 年度の 2 ヶ年）を計画し、平成 30 年 3 月に竣工したところである。

表 2.2.5.2 施設整備概要（焼却施設）

項 目	内 容
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	焼却処理施設（エネルギー回収推進施設）
形式及び処理能力	形 式 : ストーカ炉方式（灰溶融炉なし） 処理能力 : 8t/8hr（1 炉）
整備施設の役割	可燃ごみ・生ごみ・粗大ごみの一部を焼却処理する施設で、可燃ごみからエネルギー回収するとともに、可燃物の減容・減量化を促進する。
計画支援事業	測量調査、地質調査、生活環境影響調査、 施設実施設計、発注仕様書作成

5.1.3 旧焼却処理施設の解体

新設焼却炉の稼働により、廃炉となる旧焼却処理施設を廃止・解体する。

廃止・解体に係る期間は、平成 30 年度から令和 2 年度まで（解体工事は、令和 2 年度の 1 ヶ年）を計画し、令和 2 年 9 月に竣工したところである。

表 2.2.5.3 廃止・解体施設の概要（旧焼却処理施設）

項 目	内 容
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	焼却処理施設
形式及び処理能力	形 式 : 機械化バッチ焼却水冷式 処理能力 : 13.44t/8hr (1 炉)
廃止・解体施設の役割	可燃ごみ・生ごみ・粗大ごみの一部を焼却処理する施設
計画支援事業	焼却炉解体事前調査（汚染物濃度調査） 焼却炉解体基本計画作成

5.1.4 マテリアルリサイクル（資源化）推進施設の整備（整備済み）

廃止・解体する旧焼却炉の跡地利用として、近接する既存の資源リサイクルセンターと連動した施設として、資源物のマテリアルリサイクル施設を整備し、リサイクル分別作業の効率化などを図る。

なお、当施設の整備においては旧焼却処理施設の解体を伴うものとし、解体を含む施設の整備期間は、令和元年度から令和 2 年度まで（工事期間は、令和 2 年度の 1 ヶ年）を計画し、令和 3 年 3 月に竣工したところである。

表 2.2.5.4 施設整備概要（マテリアルリサイクル推進施設）

項 目	内 容（資源化施設）
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）
建築形式及び施設面積	形 式 : 鉄骨造 地上 1 階建 建築面積 : 300m ²
施設整備の役割	資源の再利用化を促進するため、保管場所となるストックヤードを廃止焼却炉解体跡地に整備する。
計画支援事業	測量調査、地質調査、施設実施設計（造成、建築）

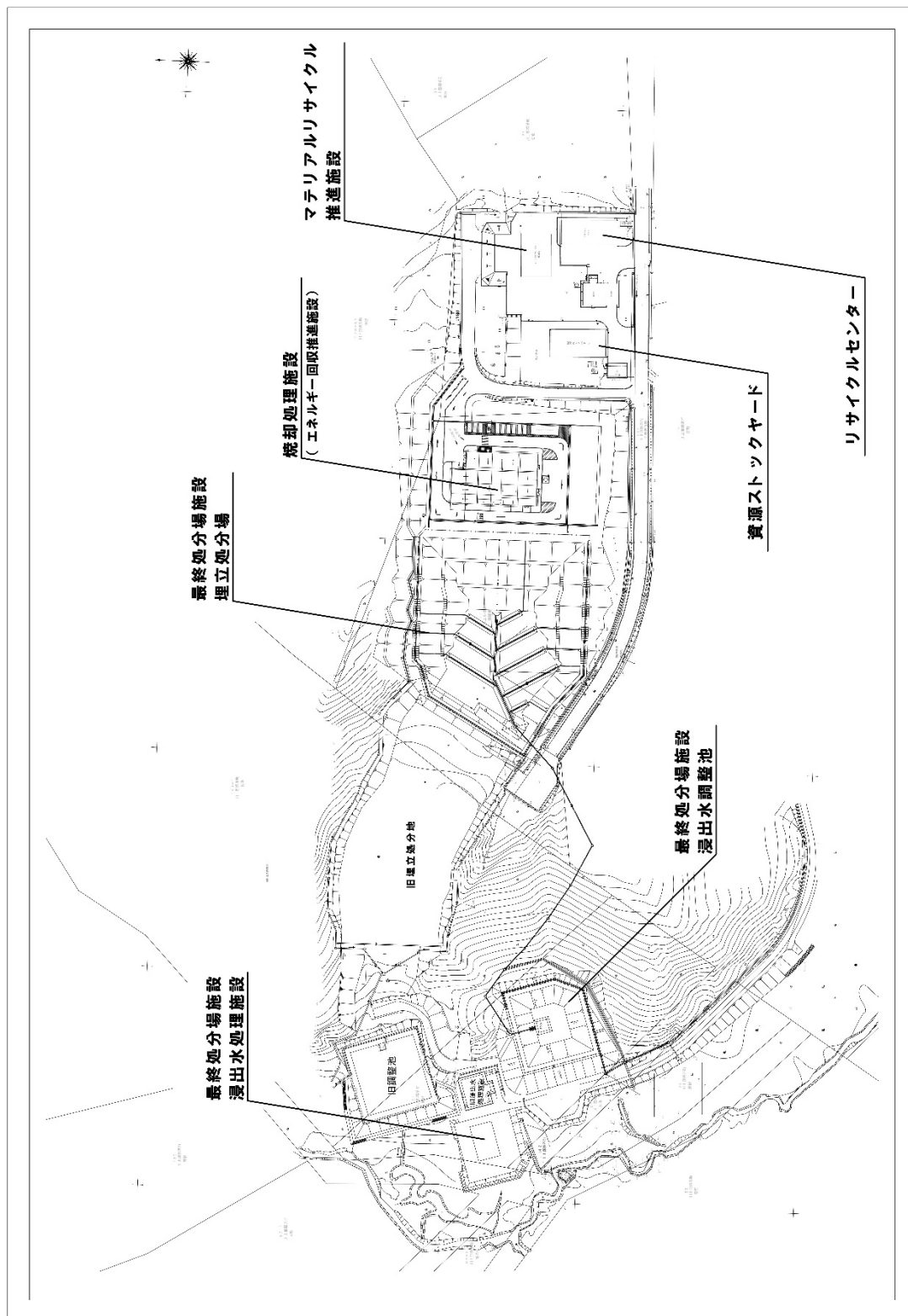


図 2.2.5.2 標茶町クリーンセンター配置図 (NON SCALE)

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 基本方針

1 生活排水処理施設整備の基本方針

本町における、生活排水の処理施設整備の基本方針については、次のとおりとする。

- ① 公共下水道（特環含む）・農業集落排水などの集合処理区域については、集合処理施設整備に係る「事業計画」に基づき施設整備を継続しながら、処理区域内の未接続者（単独処理浄化槽の利用者を含む）に対しては、集合処理施設への接続を指導する。
- ② 将来とも集合処理施設の整備が困難な地域については、地域の実情を勘案して合併処理浄化槽の普及促進を図る。
- ③ 現在、単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活排水処理を進めるため、個々の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換を指導していく。
- ④ 家庭で出来る台所での排水対策、洗濯時の排水対策など、住民への周知を図るため広報・啓発活動を実施する。

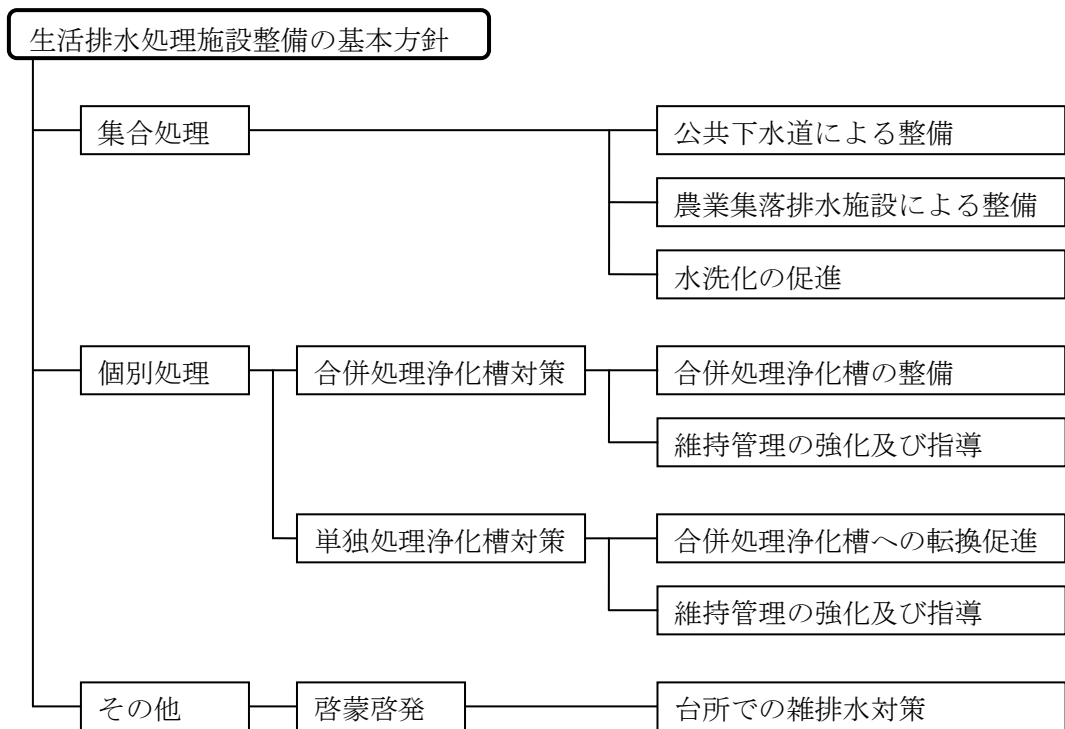


図 3.1.1.1 生活排水処理施設整備の基本方針

1 生活排水処理体系の現状

現状の行政区域内における処理体系は次に示すとおりとなっている。



図 3.2.1.1 生活排水処理体系（令和元年度末現在）

2 生活排水の処理体系別人口の推移

標茶町における生活排水の現状は、令和元年度末現在で生活排水までを処理する公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽人口が行政人口の約 73%（5,504÷7,538）に達しているが、残り 27%（2,034 人）については、台所・風呂・洗濯に係る雑排水を未処理のまま放流している状況である。下表に、生活排水の処理形態別人口の推移を示す。

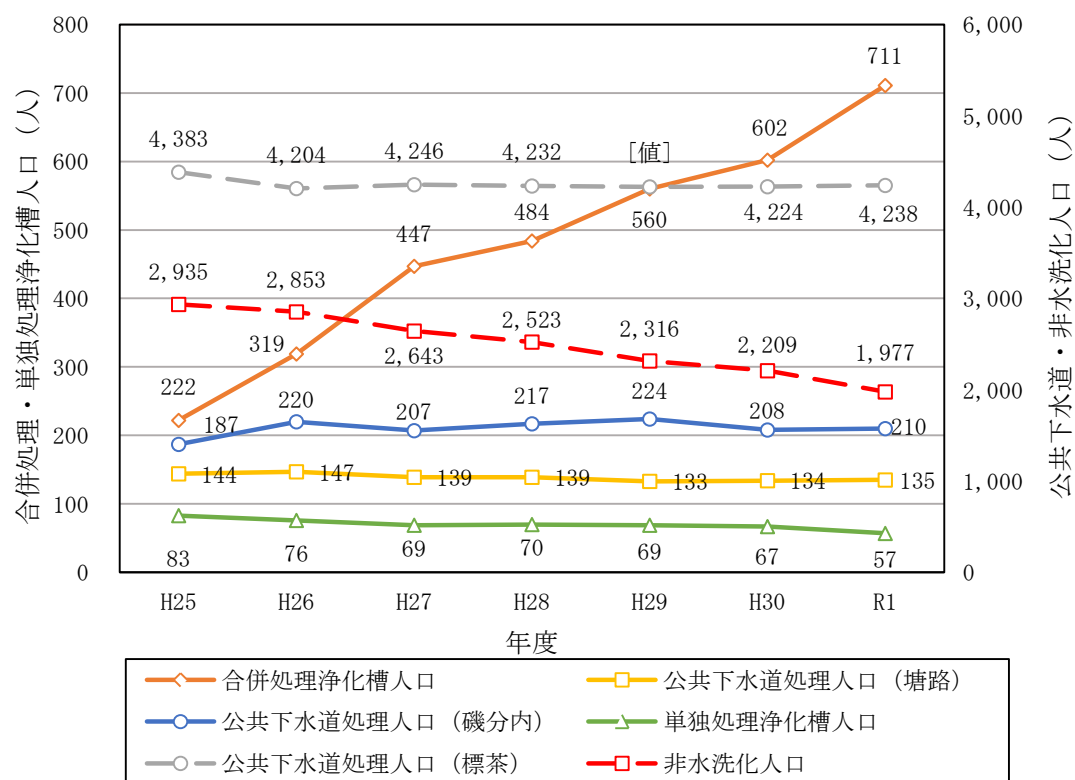


図 3.2.2.1 生活排水の処理形態別人口の推移

(1) し尿処理の状況

標茶町では、行政区域全域から収集されたし尿及び浄化槽汚泥を、標茶町磯分内にある川上郡衛生処理組合（標茶町、弟子屈町の一部事務組合）の「川上郡衛生センター」に運搬している。

以下に、過去 10 年間のし尿及び浄化槽汚泥の収集実績では、し尿収集量は年々減少傾向を示し、浄化槽汚泥の収集量では平成 21 年度以降において増加・横這い傾向で推移している。

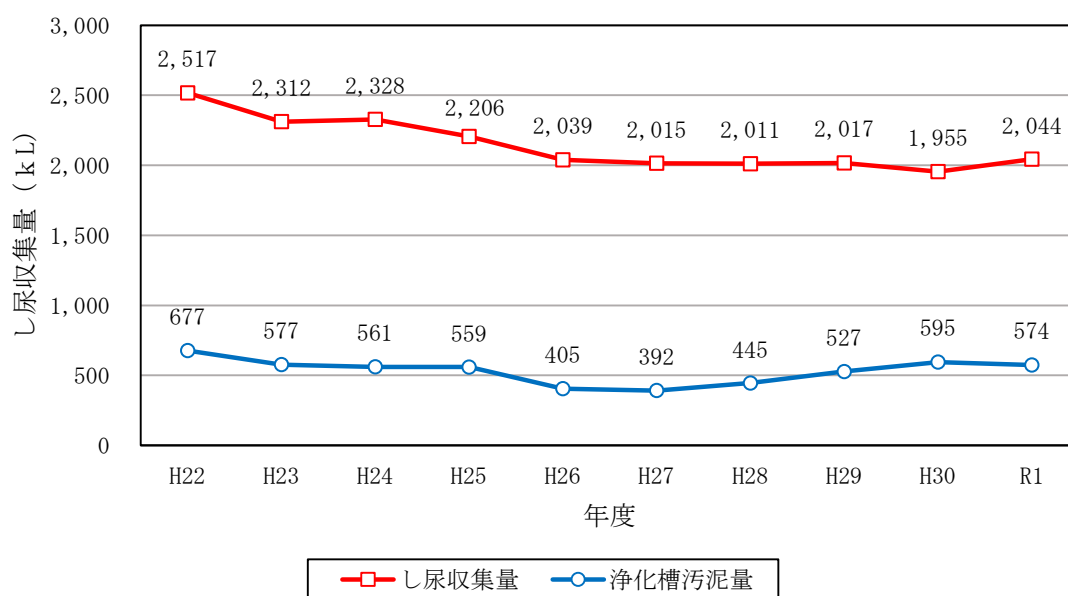


図 3.2.2.2 し尿の収集実績（過去 10 年間）

(2) し尿処理施設の概要

本町のし尿処理場は昭和 48 年度に供用開始し、令和 2 年度末 47 年が経過する施設である。

表 3.2.2.1 川上郡衛生センター施設の概要

施設名称	川上郡衛生センター
施設所管	川上郡衛生処理組合（標茶町、弟子屈町の一部事務組合）
所在地	北海道川上郡標茶町字熊牛原野西 18 線 9 番の 1～3
処理開始年	1973 年（昭和 48 年）
処理能力	40 kℓ/日
放流先	一級河川釧路川水系 磯分内川

第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理計画

基本方針に基づき、標茶町における生活排水処理の目標とその内訳、さらに処理形態別人口を以下に示す。

表 3.3.1.1 生活排水処理の目標

区 分	平成 24 年度 (実績)	令和元年度 (現状)	令和 7 年度 (中間目標)	令和 10 年度 (計画目標)
①行政区域内人口 (人)	8,291 (8,325)	7,538	6,570	6,220
②計画処理 区域内人口 (人)	8,291 (8,325)	7,538	6,570	6,220
③水洗化・生活雑排水 処理人口 (人)	5,148	5,504	5,419	5,383
④生活排水処理率	62.1% (61.8%)	73.0%	82.4%	86.5%

＊. H24 の () 内は、外国人人口を含めている。

＊. R1 以降外国人人口を含む。

表 3.3.1.2 生活排水処理の内訳

区 分	平成 24 年度 (実績)	令和元年度 (現状)	令和 7 年度 (中間目標)	令和 10 年度 (計画目標)
1 計画処理区域内人口	8,291 (8,325)	7,538	6,570	6,220
2 水洗化・生活排水 処理人口	5,148	5,504	5,419	5,383
(1)コミュニティ・プラント	—	—	—	—
(2)合併処理浄化槽	286	711	939	1,053
(3)下水道 (標茶)	4,376	4238	3,910	3,780
(3)下水道 (塘路)	136	135	130	120
(3)下水道 (磯分内)	144	210	240	230
(4)農業集落排水施設	206	210	200	200
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独浄化槽)	108	57	38	24
4 非水洗化人口	3,035 (3,069)	1,977	1,113	813
5 計画処理区域外人口	—	—	—	—

＊. H24 の () 内は、外国人人口を含めている。

＊. R1 以降外国人人口を含む。

(1) 集合処理区域について

公共下水道及び農業集落排水施設により整備されている区域については、実績の水
洗化（接続）から将来値を推計している。

(2) 個別処理（合併処理浄化槽整備）する区域

① 平成 26 年度から目標年度の令和 10 年度までの浄化槽整備基数

平成 26～令和 2 年度 (7 年間実績) 132 基

令和 3～10 年度 13 基 × 8 年間 = 104 基

事業	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	104	312	R3～R10

(3) 単独処理浄化槽について

① 集合処理区域内の単独処理浄化槽（5～10 人槽：3 基・9 人）

公共・標茶区域内 2 基

： 着手から奇数年の 1、3、5 年目に接続換えと計画する。

特環・磯分内区域内 1 基

： 着手から偶数年の 2、4 年目に接続換えと計画する。

② 集合処理区域外の単独処理浄化槽（5～10 人槽：11 基・33 人）

今後の計画としては、

合併処理浄化槽への転換 ： 1 基/年

2 し尿・汚泥の処理計画

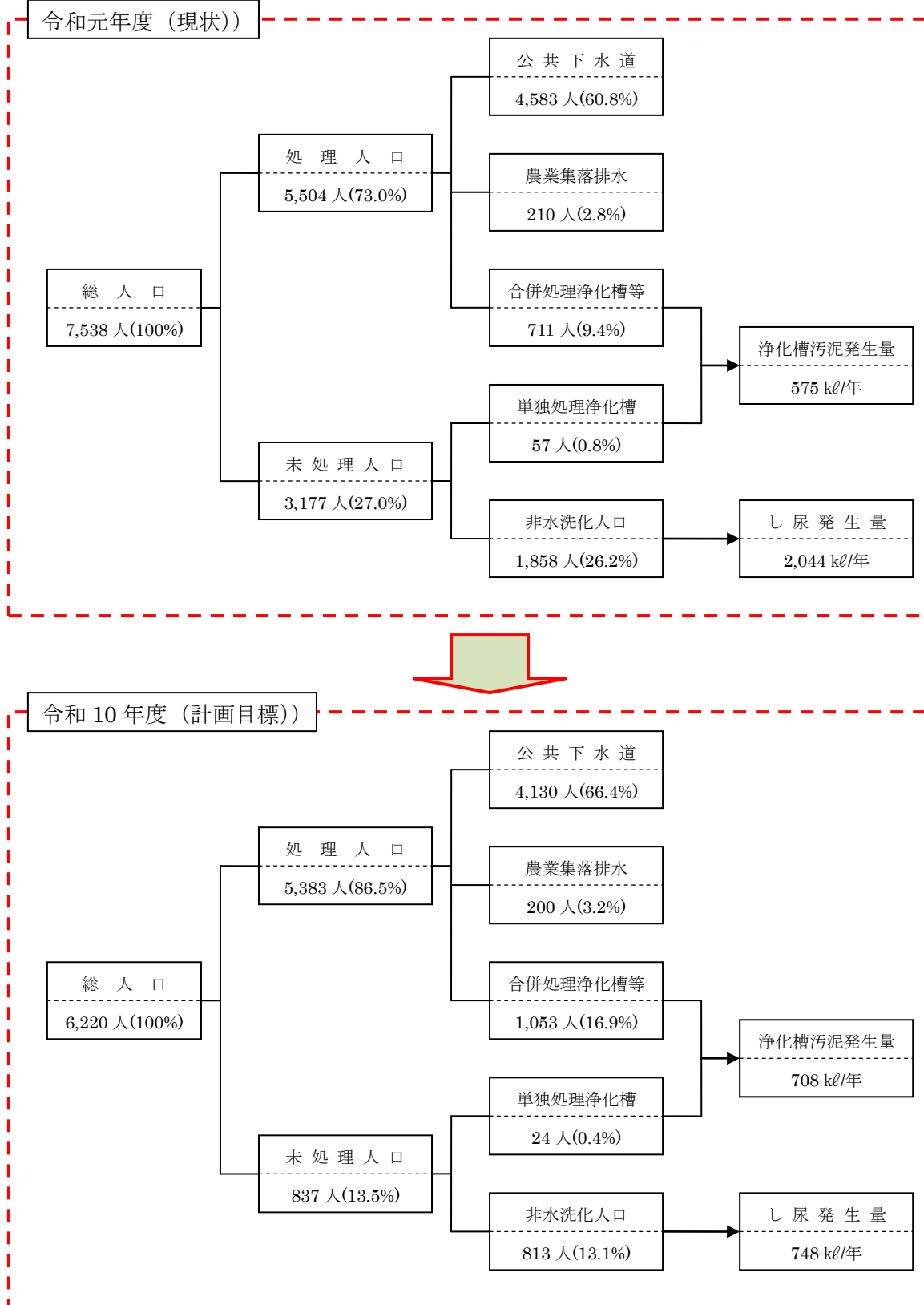


図 3.3.2.1 生活排水の処理状況フロー（令和元→10 年度）

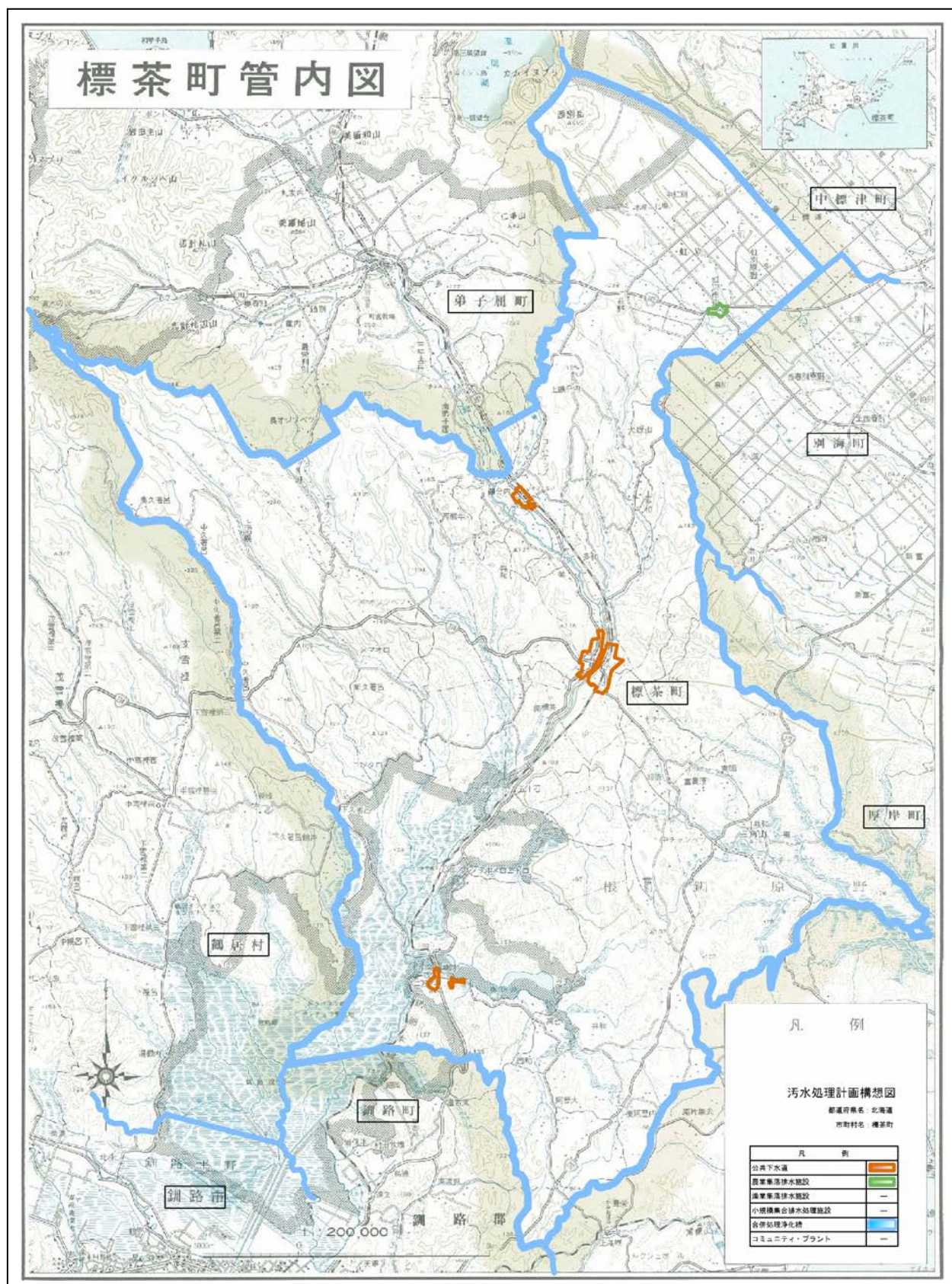


図 3.3.2.2 生活排水処理基本計画図 (NON SCALE)

表2.2.3.39 ごみ処理量の見通し

区 分			計画割合	単位	H24実績	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	30実績	R1実績	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
(1) 行政区域内人口				人	8,325	8,156	8,023	7,945	7,862	7,732	7,655	7,538	7,170	7,050	6,930	6,810	6,690	6,570	6,450	6,340	6,220	6,110	6,000	5,890	5,780	
(2) 自家処理人口				人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 計画収集人口				人	8,325	8,156	8,023	7,945	7,862	7,732	7,655	7,538	7,170	7,050	6,930	6,810	6,690	6,570	6,450	6,340	6,220	6,110	6,000	5,890	5,780	
家庭系	収集	家庭系収集ごみ排出量原単位	93%	g/人・日	733	750	746	759	735	746	742	763	763	758	755	752	749	746	743	741	738	737	737	737	737	
		家庭系直接搬入ごみ排出量原単位	7%		52	58	58	61	60	67	49	57	57	59	58	58	58	56	58	57	56	57	57	57	57	
		家庭系ごみ排出量原単位			785	809	804	820	795	813	791	820	820	817	813	810	807	802	801	798	794	794	794	794	794	794
		集団回収（資源ごみ）量原単位			11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	直接搬入	(4) 可燃ごみ	63.8%	t/年	1,473	1,477	1,419	1,437	1,370	1,391	1,347	1,339	1,339	1,245	1,219	1,193	1,167	1,141	1,116	1,094	1,069	1,049	1,030	1,011	992	
		(5) 不燃ごみ	4.3%		110	117	99	109	98	109	100	90	90	84	82	80	78	77	75	74	72	70	69	68	67	
		(6) 資源ごみ	27.3%		572	560	583	558	552	510	531	573	573	532	521	510	500	489	478	468	457	449	440	432	425	
		(7) 粗大ごみ	4.2%		57	64	64	77	74	83	83	88	88	82	80	78	77	75	73	72	70	69	68	66	65	
		(8) 資源ごみ残渣	0.4%		16	16	19	20	14	13	13	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	6	
		(9) 収集ごみ 計	—		2,228	2,234	2,184	2,201	2,108	2,106	2,074	2,098	2,098	1,951	1,910	1,869	1,829	1,789	1,749	1,715	1,675	1,644	1,614	1,584	1,555	
		(10) 可燃ごみ	90.5%		142	152	154	164	160	175	126	136	136	138	133	130	129	121	124	119	115	115	113	111	109	
		(11) 不燃ごみ	9.5%		15	21	17	14	13	14	11	21	21	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	11	
	計	(12) 直接搬入ごみ 計	—	t/年	157	173	171	178	173	189	137	157	157	152	147	144	142	134	137	132	127	127	125	123	120	
		(13) 集団回収資源ごみ 計	—	t/年	34	34	32	32	31	31	30	30	30	28	28	27	27	26	26	25	25	25	24	24	23	
		(14) 可燃ごみ	—	t/年	1,615	1,629	1,573	1,601	1,530	1,566	1,473	1,475	1,475	1,383	1,352	1,323	1,296	1,262	1,240	1,213	1,184	1,164	1,143	1,122	1,101	
		(15) 不燃ごみ	—		125	138	116	123	111	123	111	111	111	98	96	94	91	90	88	87	84	82	81	80	78	
		(16) 資源ごみ	—		606	594	615	590	583	541	561	603	603	560	549	537	527	515	504	493	482	474	464	456	448	
		(17) 粗大ごみ	—		57	64	64	77	74	83	83	88	88	82	80	78	77	75	73	72	70	69	68	66	65	
		(18) 資源ごみ残渣	—	16	16	19	20	14	13	13	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	6		
合 計		(19) 家庭系ごみ 総量	—	t/年	2,419	2,441	2,387	2,411	2,312	2,326	2,241	2,285	2,285	2,131	2,085	2,040	1,998	1,949	1,912	1,872	1,827	1,796	1,763	1,731	1,698	
事業系	収集	(20) 可燃ごみ	61%	t/年	77	65	74	62	42	77	54	66	59	59	59	58	58	57	57	57	57	57	57	57	57	
		(21) 不燃ごみ	39%		23	74	72	27	41	26	62	25	38	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	
		(22) 収集ごみ 計	—		t/年	100	139	146	89	83	103	116	91	97	96	96	95	95	94	94	93	93	93	93	93	93
		(23) 可燃ごみ	70%		221	227	229	224	221	218	210	183	223	222	221	220	219	218	217	217	217	217	217	217	217	217
	直接搬入	(24) 不燃ごみ	19%	t/年	86	33	18	31	86	77	31	121	59	59	58	58	58	58	57	57	57	57	57	57	57	
		(25) 産廃（可燃ごみ）	11%		23	25	40	33	37	32	40	42	35	35	35	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	
		(26) 直接搬入ごみ 計	—		t/年	330	285	287	288	344	327	281	346	317	316	315	313	312	311	310	308	308	308	308	308	308
		(27) 可燃ごみ	—		298	292	303	286	263	295	264	249	282	281	280	279	278	276	275	274	274	274	274	274	274	274
	計	(28) 不燃ごみ	—	t/年	109	107	90	58	127	103	93	146	97	96	96	95	95	95	95	93	93	93	93	93	93	93
		(29) 産廃（可燃ごみ）	—		23	25	40	33	37	32	40	42	35	35	35	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
		(30) 事業系ごみ 総量	—		t/年	430	424	433	377	427	430	397	437	414	412	411	408	407	405	404	401	401	401	401	401	401
ごみ量の 総和	家 庭 ＋ 事業系	(31) 可燃ごみ	—	t/年	1,913	1,921	1,876	1,887	1,793	1,861	1,737	1,724	1,757	1,664	1,632	1,602	1,574	1,538	1,515	1,487	1,458	1,438	1,417	1,396	1,375	
		(32) 不燃ごみ	—		234	245	206	181	238	226	204	257	208	194	192	189	186	185	183	180	177	175	174	173	171	
		(33) 資源ごみ	—		606	594	615	590	583	541	561	603	603	560	549	537	527	515	504	493	482	474	464	456	448	
		(34) 粗大ごみ	—		57	64	64	77	74	83	83	88	88	82	80	78	77	75	73	72	70	69	68	66	65	
		(35) 資源ごみ残渣	—		16	16	19	20	14	13	13	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	6	
		(36) 産廃（可燃ごみ）	—		23	25	40	33	37	32	40	42	35	35	35	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
		(37) ごみ総量	—		t/年	2,849	2,865	2,820	2,788	2,739	2,756	2,638	2,722	2,699	2,543	2,496	2,448	2,405	2,354	2,316	2,273	2,228	2,197	2,164	2,132	2,099
		ごみ処理施設 （中間処理など）			(38) 焼却処理	—	t/年	1,978	1,987	1,969	1,984	1,892	1,960	1,841	1,835	1,854	1,756	1,723	1,691	1,662	1,625	1,600	1,571	1,541	1,520	1,499
上記の内、生ごみ量	—			(714)	(700)	(688)		(681)	(674)	(663)	(657)	(647)	(615)	(605)	(594)	(584)	(574)	(564)	(553)	(544)	(534)	(524)	(515)	(505)	(496)	
(39) 燃え殻など（処分）	—			603	583	649		826	671	404	171	185	185	176	172	169	166	163	160	157	154	152	150	148	146	
(40) 資源化量	—			606	594	615		590	583	541	561	603	603	560	549	537	527	515	504	493	482	474	464	456	448	
埋立処分場		(41) 資源ごみ残渣（処分）	—	t/年	16	16	19	20	14	13	13	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	
		(42) 埋立ごみ	—		785	830	847	1,000	835	575	371	345	427	403	396	389	382	378	372	366	359	355	351	348	343	
		不燃ごみ	—		159	216	178	152	145	149	175	138	148	134	132	129	126	125	123	120	117	115	114	113	111	
		粗大ごみ×30%	—		15	23	11	13	12	16	19	19	26	25	24	23	23	23	22	22	21	21	20	20	20	
		燃え殻	—		603	583	649	826	671	404	171	185	185	176	172	169	166	163	160	157	154	152	150	148	146	
		資源ごみ残渣	—		8	8	9	9	7	6	6	3	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	6	6	
		(43) 衛生施設残渣	—		75	29	28	29	93	77	29	119	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	(44) 埋立処分量 計	—	t/年	860	859	875	1029	928	652	400	464	487	463	456	449	442	438	432	426	419	415	411	408	403		
	(45) 計画期間内の埋立量	—	t/15年																							

埋立量
(15年間)

6,511

埋立量
(15年間)

*、(13) 集団回収資源ごみは、実績値を把握していないため、推計とする。

*、(33) 資源ごみは、『家庭系資源ごみ+集団回収（資源ごみ）』としている。

*、(38) 焼却処理量は、『可燃ごみ+（粗大ごみ量×70%）+産廃（可燃）』としている。

なお、焼却処理量に含まれる生ごみ量は、生ごみ発生量原単位『235g/人・日』として発生量を推計する。

*、(39) 燃え殻などは、焼却処理に伴って発生する「焼却灰+飛灰」などで、令和元年度実績により焼却量の「10%」を燃え殻として計画する。